

## 「島根県道路整備方針検討業務」に係る企画提案質問に対する回答

令和 6 年 6 月 1 0 日に公告した標記業務に対して質問がありましたので、以下のとおり回答します。

質 問	回 答
<p>1. 企画提案公募参加表明書について、何部提出すればよろしいでしょうか。</p> <p>2. プレゼンテーションについては、企画提案書に基づくパワーポイント資料を作成し、プロジェクターによりスクリーンに映して説明することは可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、プロジェクター・スクリーン等は提案者が用意し、設置を行う必要がありますでしょうか。その際、設置に関わる時間は説明時間 2 0 分に含まれるでしょうか。</p> <p>3. プレゼンテーションを実施する際、パワーポイント等の使用は可能でしょうか。また、パワーポイント等を使用するための機材（パソコン、プロジェクター、電源、ケーブル等）は準備していただけるでしょうか。</p>	<p>1. 提出部数は 1 部でお願いします。</p> <p>2. パワーポイント等をスクリーンに映して説明することは可能です。</p> <p>パソコン、プロジェクター、スクリーンは発注者で用意します。</p> <p>用意するパソコン（Windows10 pro）では、パワーポイント、ワード、エクセル（いずれもバージョン 2018）が使用可能です。PDF データは、Microsoft Edge にて起動します。</p> <p>パワーポイントの投影等説明準備に要する時間については、説明時間 20 分に含みません。</p> <p>3. 上記 2. のとおりです。</p>

<p>4. プレゼンテーションには何名が参加できますでしょうか。</p> <p>5. 業務経験について、一般的な「道路概略設計」や「道路予備設計」は、業務経験として示される「道路網・路線計画」または「道路整備計画」に該当しますか。</p> <p>6. 企画提案書に記載する「1. 業務の実施方針等」及び「2. 業務内容の説明」に関し、枚数制限はありますか。</p> <p>7. 交通課題に関する意識調査のため、基礎自治体を通じた配布を企画した場合、発注者の方から基礎自治体に調査協力の依頼をしていただけますか。</p> <p>8. 地域住民アンケートのアンケート対象者を絞りこむため、住民基本台帳を使用する企画を立てた場合、発注者の方から基礎自治体に調査協力の依頼をしていただけますか。</p> <p>9. 意識調査対象の範囲について、県内・県外等の想定はありますか。</p>	<p>4. 最大3名まで参加可能です。</p> <p>5. 一般的な「道路概略設計」、「道路予備設計」は業務経験として示している「道路網・路線計画」または「道路整備計画」には該当しません。</p> <p>6. 枚数制限はありません。 ただし、プレゼンテーションの時間内で、それらを含めた説明が可能な分量で作成してください。</p> <p>7. 発注者から基礎自治体へ調査協力依頼を行うことは可能です。 ただし、基礎自治体の協力が得られることを確約するものではありません。</p> <p>8. 発注者から基礎自治体へ調査協力依頼を行うことは可能です。 ただし、基礎自治体の協力が得られることを確約するものではありません。</p> <p>9. 対象とする範囲については、企画提案で求めており、県内・県外等の想定はありません。</p>
--	--